

もくじ

水谷 修 議員	一般質問・・・1
島田 けい子議員	一般質問・・・7
みつなが敦彦議員	一般質問・・・13
他会派の一般質問項目	・・・・・・ 20

●京都府議会 2021 年 9 月定例会一般質問が 9 月 24 日、27 日、28 日に行われ、日本共産党の水谷修議員、島田けい子議員、みつなが敦彦議員が質問を行いました。一般質問と答弁の概要を紹介します。

**水谷 修議員**（日本共産党・宇治市及び久御山町） **2021 年 9 月 24 日**

**個人情報の取得活用要件緩和を狙うスーパーシティ特区申請再提出やめよ**

【水谷議員】学研都市におけるスーパーシティについてです。

スーパーシティ型国家戦略特別区域は、規制緩和する区域を指定するものです。行政が持つ個人情報・ビッグデータを本人同意なしで企業などに提供し、企業が儲け口にする。しかも住民が個人情報の使途について関知できない危険性を持っています。本府と京田辺市、精華町、木津川市は本年 4 月「けいはんなサステイナブル・スーパーシティ」を特区申請いたしました。

その内容は「内閣府のヒアリング」によれば、①医療データの取得・活用について医療機関等が行なう本人通知等の手続き義務の要件の緩和、②海外日本人研究者への研究助成の柔軟化、③自動パーキングシステムを利用する車両の公道走行に関する規制緩和、です。住民同意が必須の医療データの取得・活用の要件緩和を狙うという、とんでもない内容を含んでいます。

内閣府は 8 月 24 日、31 件の特区申請について、10 月 15 日を期限とし「再提案」を求めました。ワーキンググループは「大胆な規制改革の提案が乏しかった」と厳しい評価を下し、もっと「広範な岩盤規制改革が必要」だとしているのです。内閣府・国家戦略特区ワーキンググループが、本府のスーパーシティ型国家戦略特別区域の再提出を求めています。知事はその理由は何とお考えでしょうか。本府は事業者に再提案を求めるのですか、再提出・対応の考え方を説明ください。

スーパーシティ特区の指定により、医療や教育に関する極めて重要な個人情報を企業に提供することになりますが、特区申請に当たって、なぜ住民同意も事前説明もなく行われたのかご説明ください。

本府が申請しているグリーンフィールドは、南田辺西地区・府有地を「中心エリア」にし、その周辺の近鉄所有地なども含めて、フードテック産業を呼び込む開発を進めるものです。京都府「南田辺・狛田地区整備検討委員会」は、28 年度末までに順次完了を目指すというスケジュールにしています。

近鉄不動産や京阪電鉄不動産という土地所有者の開発方針を受けて、本府は需要が落ちた住宅用地から、産業用地に変更し、学研都市開発を加速してきました。また、グリーンフィールドの開発は、産学連携の名の下に研究成果を企業の儲け口に差し出すものともいえます。住民にとっては、医療情報や行政情報を無断で利用されることになりかねない一方で、土地所有者や規制改革で恩恵を受ける事業者の新たな儲け口となる。まさに住民置き去り、企業優先の開発ではないでしょうか。知事の御所見をお聞かせください。

さらに、関西万博のサテライト会場に位置付けしてまでも、何がなんでも学研都市開発を推進しようとしています。この際、一旦立ち止まって、再検討するべきだと思いますが、お考えをお聞かせください。まずはここまでお願いします。

**【西脇知事・答弁】** 水谷議員のご質問にお答えいたします。スーパーシティについてでございます。今般の再提案の要請につきましては、個々の自治体の提案内容に関し、めざしている社会像や、想定しているサービスなどを評価する前の段階で通知されたものであり、内閣府の専門調査会で「大胆な規制改革を伴う提案が乏しい」などの指摘があったことを踏まえ、提案した31全ての自治体に対し、規制改革部分などに関し再提案の検討を求められたものでございます。

京都府の提案につきましては、「人生100年時代にふさわしく健康で充実したスマートライフ」という、めざすべき社会像やサービスの内容等を住民のみなさまに示した上で、地元市町や大学、参加する民間事業者で議論を積み重ねて取りまとめたものであり、新たなサービスの提供等に必要な規制改革につきましても、当初の提出段階で出来る限り盛り込んだところでございます。

今後、京都府の提案内容が、国が示した「世界に先駆けて未来の生活を先行実現する『丸ごと未来都市』をめざす」という趣旨に沿ったものであることや、京都企業の有する高い技術力と、健康・生活・医療にまたがる幅広いビッグデータの活用により、住民の健康寿命の延伸や生活の質の向上、さらには、産業振興に寄与するものであることを理解していただけるようブラッシュアップを図り、区域指定されますよう努めてまいりたいと考えております。

**【鈴木商工労働観光部長】** スーパーシティの区域指定申請における住民同意や、事業説明についてでございます。スーパーシティ構想への応募にあたっては、国家戦略特区基本方針において、「住民の意向把握のための必要な措置」が求められており、地元市町との勉強会や地元説明会を実施するとともに、アンケート調査等により地域住民の意向把握に努めてまいりました。さらに今後、区域指定など手続きが進む中で、住民の意向の反映や確認を行うよう求められておりますので、それぞれの段階で適切な手法をとりながら、住民の意向確認等を行い、手続きを進めてまいります。なお、スーパーシティ構想の推進にあたって、個人情報の取扱いについて個人情報保護法令等に基づいて適切に対応してまいります。

南田辺狛田地区の開発につきましては、地元市町から研究開発型産業施設の立地ニーズの高まりを踏まえ、地区の一部を住宅地ゾーンとして残しつつ、文化学研究ゾーンへの変更を求める要望が出されたことから、これを踏まえ国の同意を得て建設計画を見直したところであります。その後、地元市町や大学等が参画する整備検討委員会において、具体的な開発コンセプト等の議論を行い、中心エリアに「フードテック」などの特定のテーマを設定することで取りまとめられました。「食」は健康長寿を延ばす上でも極めて重要な分野であることから、スーパーシティをめざした取り組みの中にも盛り込んでおります。今後とも地元市町とも十分連携し、地域住民の方にも喜んでいただけるよう取り組んでまいります。

万博は自然環境との調和や、学術研究と生活文化の融合した、先導的な都市づくりを進めてきた学研都市にとって、その技術や研究成果を世界に発信し、海外との相互連携を強化することで、大きな貢献ができる絶好の機会であると考えております。このため、立地する企業や研究機関で組織する、「けいはんなで大阪・関西万博を考える会」において過去の歴史に学び、未来を考えるための偉人・賢人アバターとの会話など、15のプログラムを取りまとめるとともに、万博協会に提案され、今年1月に参加型プログラムの「共創パートナー」に登録されたところです。今後とも、学研都市が生み出している学術や文化、都市づくりなどの研究成果や、ノウハウを活かし、健康長寿や地球環境問題など世界的な課題の解決に貢献できるよう、取り組みをさらに進化させてまいります。

**【水谷議員・再質問】** 再質問をさせていただきます。個人情報の問題についてです。知事は住民にも計画を示した上で特区申請に取り組んできた。また、部長はアンケートなども行い意向把握をして取り組んできたという説明がございました。本府申請の規制緩和の内容は、「医療データの取得・活用について医療機関等が行なう本人通知等の手続き義務の要件の緩和」などです。あれこれと住民参加して決めてきたと言いますが、医療データの取得・活用にあたって住民との手続きを緩和するということについて説明をしたということはあるのでしょうか。住民同意がその点について得られという

のはあるのでしょうか。知事に再度問います。その点での住民説明がされたかどうか。同意があったか。個人情報同意手続きの緩和という点について、説明していないではないかと思いますが、この点についてご説明いただきたいと思います。そもそも国家戦略特区ワーキンググループは「実現には住民合意が必要である」と、住民合意を一応重視しています。欧州連合が3年前に一般データ保護規則（GDPR）で氏名を含まないデータも保護することを規定したことをはじめ、世界の趨勢は個人情報保護の強化であり、日本のデータ保護の遅れが国際競争にも障害になっています。さらに5Gの電磁波の影響問題もあります。私はスーパーシティ特区申請を再提出すべきでないと思いますが、この点についても知事の考えをお聞かせいただきたいと思います

**【鈴木商工労働観光部長・再答弁】**水谷議員の再質問にお答えいたします。今回の提案にあたりましては、「けいはんなサステイナブル・スーパーシティ」といたしまして、人生100年時代にふさわしく健康で充実したスマートライフをテーマに、住民のみならず方からもアンケートの中では、さりげなく見守り、健康を押し付けない健康生活支援サービス、こうしたことに対します賛同もいただいております。

国家戦略特区基本方針におきまして、民間事業者が先端的服务を行うために、個人情報を活用する場合は、個人情報保護法令等の遵守、また次世代医療基盤法等においても、その取り扱いが定められておりますことから、こうした住民の個人情報の適切な取扱いが図られる旨、記載されております。今後、スーパーシティ構想の推進にあたっては、個人情報の取扱いについてこうした関係法令等に基づいて適切に対応してまいります。

**【水谷議員・指摘要望】**今ご答弁で、さりげなく見守る健康ライフ云々というご説明ありましたが、住民にバラ色に見える将来のまちづくりのことを説明されたのは承知しています。ただ、医療に関する個人情報の手続きを緩和することを特区申請しているということについては、多くの市民が知りませんよ。ホームページにも書いていません。京都府が出している図書にも、そういうことは一切書いていません。国がヒアリングした内容を見れば、そういうことを実は申請してるんだということが分かるんですね。そういうことを住民にも知らせずに、特区申請をしているということが、私は問題だと思いますし、そういう個人情報の同意手続きの緩和という重大な問題を、法を守っていくと言われるけど、法を超える規制を緩和するという申請をしてるんじゃないんですか。法を守るというのであれば、現行法を超える対応するという点については、いかがなものかと思いますが、私は今回のスーパーシティの特区申請は再提出すべきでない、重ねて指摘しておきたいと思います。

## 住民置き去り・莫大な自治体の負担となる南部開発は再検討を

**【水谷議員】**次に、京都南部開発についてです。

本府は、23年度新名神全線開通に合わせて、京都南部での大規模開発を推進しています。リーマンショック以降、日本企業の生産拠点海外移転は急進展し、日本企業の海外生産比率は38%（16年）にまでなりました。南アジアの生産拠点から、京浜・阪神の国際コンテナ戦略港湾・5港湾を通じ、3大都市圏への物流ルートを新東名・新名神としています。そうした中で、これまで大阪湾ベイエリアに大集積していた物流拠点が、内陸部の高速沿線に移動し始めています。

新名神全線開通を前にして、城陽JCTや八幡京田辺JCT付近は、すでに日本の主要企業の物流拠点の建設ラッシュとなっています。京都南部での物流開発がどんどん進み、アクセス道路も不十分であることなどから、まちはどうなるのかとの不安の声も多く聴かれます。

23年度新名神全線開通をめがけた物流開発は、製造拠点の海外移転や、国内の産業空洞化に拍車をかけるものです。「若者の就職難」「サプライチェーンの毀損」など、海外依存の産業構造の問題点が惹起しています。京都南部で急進展している物流開発は、グローバル・バリュー・チェーン展開、グローバル・サプライ・チェーン展開と一体で進められているものであり、その産業構造の転換こそ必

要ですが、知事の御所見をお伺いいたします。

420ha に及ぶ城陽東部丘陵地は、かつて近畿の砂利供給のその多くを担ってきました。土砂流出防備保安林を無許可で切り裂き、砂利を採り、その埋め戻しとして廃業廃棄物搬入が相次ぎ、地下水から環境基準値を超える総水銀やヒ素なども検出されました。本府は、不法産廃の全量撤去、保安林復元、地下水水質監視などの行政方針として確立しました。ところが本府と城陽市が、違法開発を追認、保安林を全面解除、地下水水質監視井戸の閉鎖など、行政方針を大転換し、そして、いま、アウトレットモール開発が始まり、物流拠点開発が進み出しました。東部丘陵地は山砂利の地層で、ほぼ全雨量が地下浸透していますが、アスファルトとコンクリートで覆われるならば、下流河川の破綻リスクが高まります。おまけに下流は内水氾濫常襲地であり、国道や鉄道を跨ぐ危険な天井川もあります。また渋滞が深刻な地域で、更なる交通公害が懸念されます。城陽市では新名神や東部丘陵地などの大型事業推進によって財政が逼迫し、文化パークを80億円で売却しましたが、その売却の基金残高は今年度末で24.7億円しかなく、文化パークのリース代金100億円は結局全て住民の負担となってしまうのではないのでしょうか。

東部丘陵地開発のアクセス導線の市道東部丘陵線4.8kmの事業費は、当初の40億円が、65億円になりました。東部丘陵地の建設発生土は山砂利の原石であり本来有価物であるのに、城陽市は建設発生土を短期間で処理をする必要が生じたとの理由をつけて、近畿砂利協同組合に4,800万円で建設残土処分として発注することにしました。この特例のためには、砂利採取法により、本府との「協議成立」が条件づけられています。結局、東部丘陵線の事業費増になり、とんでもありません。国が2018年度に行った事業再評価結果によれば、「施設の構造や工法の変更等」について「建設発生土の有効活用等によりコスト縮減に努めていく」と明記されているにもかかわらず、逆に増額となる。本府はどうお考えでしょうか。他にもスマートインター関連経費、本府施行の城陽橋40億円など、行政が負担する莫大な事業費と将来の維持経費が必要になります。

京都南部で、学研都市開発や城陽東部丘陵地開発をはじめ、各自治体での市街地開発計画が目白押しです。今後の開発が住宅系から、産業系・物流系の開発に移行することから、どの自治体も人口減少時代を迎えることとなります。従って、開発にかかる社会資本の整備・維持のコストは既存住民が負わなければなりません。関係自治体に過大な負担となってくることについて、知事はどうお考えでしょうか。こうした住民置き去り、大企業の利益優先の南部開発は、一旦立ち止まって再検討すべきですが、知事のご所見をお伺いいたします。

**【鈴木商工労働観光部長・答弁】** 京都府南部地域の物流開発についてでございます。

物流は、人々が日々の暮らしの中で、生活に必要な商品を購入するために欠かせない機能であることはもちろん、生産者と生産者、生産者と小売業者や消費者をつなぎ、経済活動の基盤を支える重要な社会インフラであります。近年の電子商取引市場の急成長や、コロナ禍での巣ごもり需要の増加に加え、今後サプライチェーンの国内回帰等に伴い、物流ニーズはさらに高まっていくことが見込まれており、製造業をはじめとする府内の中小企業者等からも、物流機能の強化が今まさに求められております。このような中で、京都縦貫自動車道、新名神高速道路等といった主要幹線道路の結節点にある府南部地域において、効率的で高度な物流拠点の整備が進むことは、産業の空洞化を招くものではなく、幅広い産業が集積する足腰の強い産業基盤を形成し、京都府全域の活性化につながるものと考えております。

**【平井政策企画部長・答弁】** 南部地域における社会資本整備等についてでございます。

南部地域では、新たな国土軸でございます新名神高速道路の全線開通などのインパクトを活かしました、人流・物流・産業の拠点形成に取り組んでいるところでございます。この拠点づくりを進めるためには、将来を見据えた道路整備等の公共事業を計画的に進め、さらには民間投資を呼び込むことにより、雇用創出など地域経済への波及効果を高めていくことが重要であると考えております。

公共事業につきましては、より効果的な地域づくりを見すえ、国・京都府・市町村等の連携や、役

割分担のもと、各事業の妥当性につきまして、それぞれの事業主体において適切に判断して実施しているところをごさいます。開発計画の立案におきましても、関係住民や民間事業者など関係者の調整を経て方針を定めるなど、適切な事業実施に努めているところをごさいます。

南部地域は、研究機関等が集積する関西文化学術研究都市なども有しておりまして、それらのポテンシャルも活かしながら、引き続き道路などの必要な基盤整備を進め、南部地域の発展のみならず、その効果を府域に波及させ、京都府の未来の成長へと繋げてまいりたいと考えております。

**【浜田建設交通部長・答弁】** 都市計画道路東部丘陵線は、城陽市において平成 28 年度に事業着手されましたが、平成 29 年度に新名神高速道路城陽スマートインターチェンジが事業化され、城陽市の発展のためインターチェンジへのアクセス道路整備などが追加されたことから、事業費が増加したものであります。城陽市において変更後の事業計画について、平成 30 年 3 月に外部有識者による公共事業の再評価が実施され、事業継続との評価を受けられますとともに、この結果を踏まえ、国においても事業継続との対応方針が示されたところです。京都府と致しましては、これらの評価結果や対応方針を踏まえ、引き続き技術的な支援や、助言等を行ってまいります。

**【水谷議員・指摘要望】** コロナ禍で府民と事業者の経営は深刻になってきています。こんな時に、海外依存、大企業優先の産業構造こそ転換をするべき時だと思います。府民生活を最優先すべきだということをご指摘しておいて、次に移ります。

## 自治体に過剰な負担を強いることが必至な北陸新幹線は中止を

**【水谷議員】** 北陸新幹線延伸計画についてであります。

敦賀-新大阪間の概算建設費は 2016 年度 4 月単価で 2 兆 1 千億円です。与党整備委員会が、「整備新幹線では経験したことのない、非常に難度の高い事業になる」とし、8 割以上がトンネルで、大深度地下も見込まれることから、2.1 兆円は見直しがされるということです。つまり大幅増額が見込まれています。お伺いします。2.1 兆円の概算建設費の見直しについて、本府はどう考えているのかご説明ください。京都-新大阪間は現在、東海道新幹線で 14 分、新快速で 23 分。近鉄急行で京都-新田辺間は 23 分。JR 学研都市線で松井山手-京橋は 41 分です。北陸新幹線の京都-新大阪間、及び、京都-松井山手間における所要時間は何分ですか。なぜ、わざわざ遠回りの高い料金の北陸新幹線が必要なんのでしょうか。ご説明ください。

京滋バイパスは、久御山 JCT 付近で下の道路の路盤から 30m 高いところを通っています。八幡京田辺 JCT の高さも路盤から 30m 以上あります。仮にこの上空を新幹線が通過するとなれば、高さ 40~50m もの世界一の高さを走る新幹線になります。まさに「空に浮かぶ新幹線」になってしまいます。

また、仮に地下を通過するとすれば、巨椋池の中、宇治川や木津川に地下を横断することになります。この地層は沖積層、つまり新しい地層であり、軟弱地盤で地下水がいっぱいの中を新幹線が通ることになります。大井川の地下をリニアが通過して水が抜けて大問題になっていますが、今日の土木技術では極めて困難です。さらに宇治川断層や、生駒断層、上町断層を横切ることから安全性が危惧されます。

京都駅-松井山手間はあかり区間だとすれば、地上 40~50m ものすごい高さの多重高架になるのでしょうか。あるいは巨椋池の軟弱地盤、宇治川断層をくぐるトンネル区間なののでしょうか。そんな大工事をすれば 2.1 兆円の事業費が大膨張することが明白ではないのでしょうか。ご説明ください。

また、北陸新幹線延伸計画のもと、地元では「片町線複線化促進期成同盟会」が作られ「学研都市線複線化」の期待があります。しかし、JR 西日本は「利用が減れば減便」との頑なな方針であり、北陸新幹線松井山手ルートは、複線化どころか、学研都市線存続すら危ぶまれることになるのではないのでしょうか。知事のお考えをお聞かせください。

地元自治体の負担です。2 千数百億円といわれる京都の地方負担金について、府内自治体にどうい

う分担を負わせるのでしょうか。また、駅舎が建設される京田辺市は、知事の言う「受益に応じた負担」との理屈ならば過重な負担となり、駅周辺や道路整備なども重なることから、京田辺市の事業費負担は莫大なものになるのではないのでしょうか。明らかにしてください。

京田辺市と同じような事情にあるのが敦賀駅ですが、北陸新幹線金沢-敦賀間は当初計画より 2,520 億円も増額になり、大問題です。そのうえ、敦賀駅部区間の工事費増額が大きいです。当初 320 億円が、945 億円と 3 倍に膨らみました。敦賀市の負担は 15.7 億円、県負担は 130.5 億円と莫大なものになっています。加えて、敦賀市は駅西の開発、あるいは駅東の開発合わせて、敦賀市が負担しなければならない周辺整備は 90.8 億円の整備費と、年間 9 千万円のランニングコストであります。敦賀市と京田辺市は人口規模も予算額も同等の状態です。こういうふうに京田辺市が莫大な負担を強いられるということになるのかどうか含めて、府と市の負担割合の考え方も含めて、明快な説明を求めます。所在自治体の負担が過重なものにならないようにすることと同時に、こうしたことははっきりしていないもとの北陸新幹線の延伸の計画の強行は許されない、ということを目指して、私の質問を終わりたいと思います。ご清聴いただきましてありがとうございました

**【浜田建設交通部長・答弁】**北陸新幹線につきましては、日本海国土軸の一部を形成するとともに、大規模災害時において東海道新幹線の代替機能を果たし、京都府域はもとより関西全体の発展につながる国家プロジェクトであると認識しております。敦賀-新大阪間の概算建設費については、平成 28 年度に国土交通省から約 2 兆 1,000 億円が示されておりますが、建設費については、今後、国や鉄道運輸機構において、詳細な計画が定まった段階で示されるものと考えております。北陸新幹線京都-新大阪間については、既存の鉄道ネットワークとの接続地域開発の潜在力等の観点で有望であることから、松井山手駅付近を経由するルートが与党 PT において決定されたところでございます。

京都-新大阪間及び、京都-松井山手間の所要時間については現時点で公表されておらず、今後営業主体である JR 西日本より、運行計画に合わせ詳細なダイヤが検討されるものと考えております。

京都-松井山手間の構造については、環境影響評価方法書において「あかり区間またはトンネル区間」とされており、今後詳細なルート・構造について環境影響評価の結果を踏まえ、国や機構において検討されるものと考えております。学研都市線については、将来新幹線との乗り換え需要の発生が見込まれることから、在来線のネットワークの充実・強化が重要であると考えており、複線化や速達性の向上を国に求めているところでございます。

地元負担につきましてですが、京都府としては従来から国や機構に対し、受益に応じた負担となるよう強く求めているところですが、建設費や負担の考え方については、今後、国や機構において詳細な計画が定まった段階で示されるものと考えており、それを踏まえ地元自治体の負担について、関係市町村とも相談してまいりたいと考えております。

また、駅周辺や道路の整備については、京田辺市が中心となり、まちづくりと一体となって実施こととなりますが、京都府としても、国や機構から具体の駅位置、構造などの計画が示された段階で、京田辺市と協議・連携し、必要な対応を行ってまいりたいと考えております。

## 大量の掘削残土処理計画がない北陸新幹線の延伸計画は中止を

**【島田議員】**日本共産党の島田けい子です。先に通告しています数点について、知事並びに関係理事者に質問します。まず、北陸新幹線延伸計画についてです。静岡県熱海市の土石流災害は開発行為による危険な盛土が放置した人災の可能性が報じられる中で、北陸新幹線工事で発生する880万 $\text{m}^3$ もの大量の残土の処理がどうなるのか、美山や京北をはじめ住民の不安が一気に高まっています。

私は、計画のルート上にある京北山国の井戸集落及び小塩川流域を調査しました。小塩川上流の山の尾根には丹波広域基幹林道が走っています。この林道は、京丹波町下山から左京区花脊大布施まで全長64.5kmを、本府が開発したのですが旧京北町域には27カ所の盛土施行箇所があります。ここ数年来の豪雨等で広域林道や取付け道路の盛土の一部が崩れ、土石流となって谷川を埋め、樹齢60年の杉が多数立ち枯れ、砂防ダムは土砂で満杯の状態でした。山そのものも荒廃し、あちこちで崩落しています。このような現状の中、新幹線工事により山や谷筋が残土で埋られたり、仮置きされれば、土砂災害が多発し、ヒ素を含む有害残土で川や地下水が汚染され、工事そのもので水道水や農業用水源である小塩川が枯れば、集落には住めなくなると危機感を訴えられました。

南丹市美山町田歌区の自治会は、7月10日、鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対し、大量の掘削土砂の残土処理について質問状を提出したところ、8月23日、「現時点で残土量が不明なため処理計画も決まっていない」との回答です。

9月定例南丹市議会で、市長は「北陸新幹線の残土は非常に心配している。単に工事の残土というより、国定公園の中であり豊富な水資源も涵養し地下水もある。かつ伝統的建造物地区という文化的にも大切な場所をどう守っていくか。地域の宝、糧として生きている方もいる。一時のトンネル工事でつぶすということになってはいけない」「北陸新幹線延伸は、本市にとってメリットがない」「新幹線の許認可は知事が権限を持っており、折に触れて適正な対応をしてほしい、できれば別ルートで行ってほしい。地域の皆さん方の意見を無視することはできない。処分を行うことに賛成できない」と答弁されました。

そこで、伺います。知事は、この地元自治体市長の判断をどう受け止め、どのように対応するのか、また、政府与党PTや鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対して、計画を明らかにし、説明責任を果たすよう求めるべきと考えますが、いかがですか。

**【西脇知事：答弁】**北陸新幹線の延伸計画についてでございます。北陸新幹線につきましては、日本海国土軸を形成するとともに、大規模災害時において東海道新幹線の代替機能を果たし、関西全体の発展につながる国家プロジェクトであると認識をしております。

先日、南丹市長が市議会において、北陸新幹線の建設発生土の処理などへの懸念を示されたことは承知しておりますが、建設発生土の処理方法などにつきましては、現在実施中の環境影響評価の結果を踏まえ、今後環境への影響を十分に配慮し、鉄道運輸機構で検討されていくものでございます。

こうしたことから去る7月29日に開催されました、与党PT北陸新幹線敦賀～新大阪間整備委員会に出席をし、国定公園内の自然環境への影響、地域の文化資産、地下水への影響、建設発生土の処理の方法などの施行上の様々な課題について、充分配慮するよう強く申し入れたところでございます。

京都府といたしましては、引き続き、国や鉄道運輸機構に対して、慎重な調査と丁寧な地元説明を行うとともに、環境の保全について適切な対応を行うよう様々な機会を捉えて求めてまいりたいと考えております。

**【島田議員：再質問】**「慎重な調査と丁寧な説明、環境保全の対応」と毎回同じ答弁を繰り返しております。しかし、機構は全く説明をしておりません。それどころか、残土の量が不明で処理計画が決まらない。一事が万事、説明も無く地方自治をも踏みこむ計画をなぜ知事は認めることが出来る

のか、この点について、再度お答えください。

**【西脇知事：再答弁】** 環境影響評価方法書の知事意見におきましても、トンネル区間の掘削におきまして、大量の建設発生土が発生して、運搬・処分などによります環境影響も著しいものに想定されることを指摘しております。その上で調査などを適切に行うとともに、当該影響の回避又は極力低減するよう工事方法などの検討を行うように求めています。引き続き慎重な調査と丁寧な地元説明を行うとともに、環境保全について適切な対応を行うよう、様々な機会を捉えて強く求めてまいりたいと考えております。

**【島田議員：指摘要望】** 北海道新幹線工事では、新函館～札幌区間、基準値の190倍ものヒ素や鉛、有害物質を含む対策が必要な残土の仮置き場が、土砂災害警戒区域や浄水場の取水地の直近に計画をされ、住民の不安が広がって止まっていた計画が、また開始されました。あちこちで有害残土が仮置きされて出ている。そこが進んでいるのであります。始まってからでは止まらないんです。そもそも自民党・公明党与党プロジェクトが勝手に決めて、押しつけたとも言える事業です。地元住民や自治体の合意が出来ない計画は中止を重ねて求めておきます。

## 「香害」および化学物質過敏症で深刻な実態が明らかに

**【島田議員】** 次に、香りの害と書く「香害」および化学物質過敏症対策について伺います。

「香害」とは香水や合成洗剤、柔軟剤、消臭除菌スプレー、防虫剤、化粧品、芳香剤などに含まれる合成香料に起因し、様々な健康被害が誘発される現象をいいます。そして、この香害がきっかけとなり「化学物質過敏症」を発症する人が増えています。「化学物質過敏症」とは、何らかの化学物質に大量にさらしたり、ごく微量でも長期的に繰り返し、さらされた後に発症するといわれていますが、人によって現れる症状が異なり広範囲の症状が現れるのが特徴です。

日本では、2009年に病気として公式に認知されましたが、専門的な診断治療ができる医療機関が少なく、普通の医療機関の検査では異常が出ないこともあり、「心の病」とされるなど、周囲に理解されず、孤立してしまう方も多く、深刻です。全国の患者は100万人、予備軍を含めると400万人を超えると推計され、全人口の7.5%が化学物質過敏症対象者であるという報告もあります。

日本消費者連盟などでつくる「香害をなくす連絡会」が2019年末に行った調査で、7000人以上が洗濯時に使用する柔軟剤や香り付き合成洗剤、除菌消臭剤等で苦しんでおり、その多くが女性、若い世代でした。そのうち、約2割が、仕事を休んだり、職を失ったり、学校に行けない子どもなど深刻な被害実態が明らかになりました。

先日は、「化学物質過敏症を話し合う会」を主宰しておられる中京区の飲食店経営の中塚さんや京都市府在住の同症に苦しむ当事者の皆さんと、健康福祉部・薬務課、健康対策課と懇談が行われ、私しも同席して、当事者の深刻な事態を伺いました。

中塚さん自身、2016年に仕事中に店内で倒れ入院。2017年に化学物質過敏症の診断をうけました。厨房で大量に使っていた塩素系漂白剤や従業員の髪や衣服から匂う人工香料が原因とされています。喉や目の症状にくわえ、記憶力の低下、視覚障害も心配されています。路上で気絶することも度々あるそうです。料理店で働く調理師の女性は、客の衣服の柔軟剤の香り等で突然発症。熱く熱した鉄棒でこめかみを差し込まれているような強烈な頭痛がはじまり、吐き気、下痢、腹痛、睡眠障害で苦しんでおられます。お客さんにポスターを張るなどして協力を求めると、「普通に使われているのが、何であかんのや」と逆に怒鳴られることもあったそうです。府南部にお住いの女性は、高校2年生の娘さんが発症。クラスメートが強い香りの柔軟剤を使い始めたことがきっかけでした。突然の頭痛、吐き気、鼻水、咽頭痛、下痢、腹痛に見舞われました。そのうち、ある日すれ違った喫煙者のたばこの臭いで、全身に蕁麻疹、めまい、頭痛、呼吸困難をきたすなど一気に重症化しました。学校で、他の保護者に説明して理解を得ようとしたのですが、「家庭で何を使おうが自由なので、やめてもらうことな



どできない」と、教師の理解が得られず、個別授業も希望しましたがそれもかなわず、発症5か月後に退学を余儀なくされました。「娘は、部活や学校生活を楽しみ、保育士を目指し、夢と希望をもって頑張っていたのに今は絶望しかありません」と話されました。乙訓地域にお住いの女性は、線維筋痛症の治療で使った薬剤で重症の化学物質過敏症を発症。急に気絶して救急搬送されることもあります。普段は寝たきりで、週三回、解毒剤のグルタチオン点滴を受けています。これがないと食事も水も受けつけず、生きられないそうです。

このように、香害や化学物質過敏症は一部の特別な人だけが発症するものではないことが明らかです。コロナ禍、消臭除菌剤の多用により、その被害は現在も広がっています。さらに、社会的弱者ほど、重篤化するケースが多く、外にも出られないため、実情を訴えることも困難な事態になっているのです。

## 国民生活センターが柔軟仕上げ剤の臭いに関する情報提供

**【島田議員】**国内では、2000年頃から、メーカーが競い合っ、合成洗剤や柔軟剤などの生活用品に人工的に香りを添加した製品を売り出しはじめ、消費者の清潔志向の高まりに乗じて「除菌」「消臭」「香り付き」など、新たな製品開発販売に拍車がかかりました。2009年輸入代理店などを通じてアメリカから強い香りの柔軟剤ダウニーが輸入されてから状況がさらに悪化。輸入量は2000年から5倍に、香粧品香料の生産量は10年間に、1.8倍になりました。合成香料の95%は石油をもとに作られ、アレルギーや神経毒性や発がん性があります。天然香料でも抽出する際には有機溶剤などの毒性のある化学物質が使われています。柔軟剤には毒性の強い第4級アンモニウム塩が使用されています。

さらに、被害を深刻化させているのが、2010年代から製造が始まったプラスチック製のマイクロカプセルです。柔軟剤の一つのパッケージの中に何万個のマイクロサイズやナノサイズのカプセルが入っているものもあります。香り成分や消臭剤をカプセルで包み、外的刺激や熱で外壁を破壊し、長い時間をかけて拡散します。拡散したマイクロカプセルの外壁は多様なプラスチックでできており、例えば、ウレタン樹脂の場合はカプセルが破壊されるとき有毒なイソシアネートが飛び散ります。花粉より小さいマイクロカプセルは、肺の奥まで入り込み人体に影響を与える恐れがあります。マイクロカプセルは下水処理場でも取り除くことができず、河川に流れ、海を汚染します。深刻化する世界の海のプラスチック汚染に対して、欧州化学庁は2019年に「一次マイクロプラスチック規制提言書」を発表しました。国内では、市民団体連合が、家庭用品へのマイクロプラスチックの利用を規制するよう国へ提言を提出されました。

2020年4月に国民生活センターが「柔軟仕上げ剤のにおいに関する情報提供」をWEBサイトで公表しましたが、「適正に使用すれば問題ない」との立場で、製品から揮発する化学物質についての詳細な分析は行わず、「科学的根拠がない」ことを理由に各省庁間のたらいまわしの状況で対策が進みません。石けんや洗剤などの生産者団体である日本石鹼洗剤工業会の自主規制に任せています。

一方、米国の疾病予防管理センターは2009年、職員に香り付き洗剤などで洗った衣類を着てこないように求め、施設内で香水や芳香剤など香り付き製品の使用を禁止し、米国やカナダではいくつかの州で公共施設、学校、大学、病院で香り付き製品の自粛が行なわれています。EUでは化粧品規制でアレルギーであることが明白な26種類の成分について物質名の表示が定められ、配合量も規制するなど、欧米では規制が広がっています。

そこで伺います。一つは京都府に専用の相談窓口を設置することです。相談を受ける中で、その声を聞くことで実態も把握できます。滋賀県ではこの間、相談窓口を設置しました。保健所で実施しているシックハウス相談のみならず、香害や化学物質過敏症に悩む人々の相談に対応できるよう、職員研修を実施すべきと考えます。

二つは、公共交通機関、公共施設、介護、医療、保育、学校等で香り付き製品の使用を控えるよう、啓発等を進め、理解を広げること。ポスターの掲示やチラシの配布等を行うとともに、府のホームページにも香害についての情報、相談機関や専門医療機関等の情報を掲載すべきと考えます。

三つ目に、国に対し、実態調査や分析等を進めるとともに、香料等の安全性についての実効性のある法規制を行うこと。家庭用品へのプラスチック製マイクロカプセルは製造販売を中止すること。柔軟仕上げ剤、消臭剤等を「家庭用品品質表示法」の指定品目として、香料の成分表示を義務付けること。国民生活センターにおいて「香害」についての情報提供を徹底し、相談窓口を設置することを求めるべきと考えます。いかがですか。

## 化学物質過敏症は増加しており、相談体制の強化・啓発を

【島田議員】 つぎに、教育委員会におたずねします。先ほど紹介しましたように、子どもたちにも重大な影響が出ています。府教育委員会の調査では、近年、アトピー性皮膚炎、食物アレルギー疾患をもつ児童生徒が増加傾向にあり、令和元年度調査では化学物質過敏症は198人、アナフィラキシーのある児童生徒は1040人と、全校種に在籍しています。文部省や厚労省のマニュアルでも、洗剤・芳香剤・消臭剤等に含まれる化学物質の子どもへの影響を指摘しています。学校における子どもの体の異常について、香害を含む最近の動向や相談等の現状はいかがですか。生徒や教職員への理解を広げること等が必要であり、長野県安曇野市では、教育長名で「香料についてお願い」の通知を保護者に配布する例などもあり、府教育委員会として、府内の学校でポスター等による啓発を行うべきと考えますが、いかがですか。

## 医療的ケア児者への支援対策の強化を

【島田議員】 次に、医療的ケア児者への支援対策についてです。一つは丹後圏域で実施中の医療的ケア児者移動支援モデル事業についてです。与謝の海支援学校に通う高校2年生の生徒さんは、生まれた時から、24時間人工呼吸器を装着する等、医療的ケアが必要な重度の障害を持っていますが、小学校は地元の学校へ、そして、中学から支援学校に通学しています。学校では看護師のケアもありますが、送迎はお母さんです。片道25分毎日、2往復、11年間、自分の車を改装し、吸引器を乗せ、人工呼吸器のモニターをチェックしながら運転をされます。気が気ではありません。途中で異変が起これば車を路肩に停車し、アンビューバックで呼吸を補助したり、痰を吸引したりすることもあります。府教育委員会に実情を訴え、対策を要望しましたが、聞いてもらえず、やむを得ず京都新聞の読者欄に投稿。その後、その記事を見た現場の努力で、振興局予算で今回のモデル事業が始まりました。

京丹後保健所の担当者がコーディネーターとなり、事業所からの運転手の派遣、訪問看護ステーションからの看護師の派遣を調整しています。月に5回下校だけのモデル事業ですが、子どもが安全に通学でき、この事業の継続を希望されています。このような児童生徒は、府内で19人おられます。大阪府では、昨年9月から、介護タクシー等に看護師が同乗し通学できる「医療的ケア通学支援事業」を本格実施され、50人が利用しています。滋賀県でも始まっています。そこで伺います。丹後でのモデル事業の成果を踏まえ、府内全域で実施をすべきです。いかがですか。

さらに移動支援の事業でも施設でのケアの充実においても看護師確保が重要課題となっています。事業所における看護師確保対策について、国の加算措置等が順次改善されていますが、更なる改善を国へ求めるとともに、本府でも積極的な取り組みが必要です。現状と進捗状況についてお聞かせください。また、私はこれまで府北部地域に、医療的ケアを必要とする人を含む重度障害児者が安心して暮らせる施設の整備も求めてまいりました。昨年6月定例会で、健康福祉部長から「福祉圏域ごとに、保健所を中心に、これからの在宅療養生活を支えるための地域の現状、課題、連携のあり方について検討し、医療型短期入所の拡充、グループホームの整備など、支援体制の充実を検討する」との答弁をいただいております。その後の取り組みと、進捗状況についてお聞かせください。9月18日には、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行されました。法の趣旨に基づき、積極的な取り組みをお願いし、答弁を求めます。

**【答弁・長谷川健康福祉部長】**香害及び化学物質過敏症対策についてでございます。京都府では、柔軟剤などの香りで頭痛や吐き気がする方や化学物質による過敏症で悩んでおられる方からの健康相談につきましては各保健所で、生活相談につきましては京都府消費生活安全センターで対応しているところです。国においては「香り」に対する反応には個人差もあることなどから、いわゆる香害の原因を究明するための調査研究を行うことは、現時点では困難と考えられておりますが、化学物質過敏症などに共通してみられる病態の解明については、研究が進められているところでございます。

こうした研究の結果を踏まえ、適切な相談対応を行ってまいります。また、職員の研修につきましては、厚生労働省の補助を受けて、一般社団法人・日本アレルギー学会が実施しているアレルギー相談員養成研修会を毎年保健師が受講しているところであります。

次に、公共交通機関や公共施設などへの周知・啓発についてであります。先日、柔軟剤などの香りで困っておられる方への配慮に関する啓発ポスターが消費者庁において、関係各省と協力のもと作成されたところであります。今後これらを用いて、関係機関に情報提供するなど、まずは困っている方がいるということを知っていただけるよう、府民への情報発信につとめてまいります。

また、香害及び化学物質過敏症に関する規制や対策につきましては、先ほど申し上げたとおり、国において研究が進められているところであります。今後、研究結果などをもとに、国において法規制の必要性を含め対策の方向性を検討されるものと考えており、国の動向を注視してまいります。なお、国民生活センターにおいては、これまでからいわゆる香害に対する相談に対応しており、柔軟仕上げ剤の臭いに関する情報について消費者から寄せられた危害情報の照会と注意喚起が実施されているところです。京都府といたしましては、今後も必要に応じて、情報提供などが行われるよう国に求めていくとともに、引き続き府民からの相談に丁寧に対応してまいりたいと考えております。

次に、医療的ケア児者についてでございます。医療的ケアを必要とする方々が、地域で安心して暮らしていただくためには、医療、保健、福祉、教育との他分野、他職種による総合的な支援が必要となります。そのため、福祉圏域ごとに保健所を中心とした協議会を設置し、医療的ケア児や家族を対象としたアンケート調査の実施や他職種連携のあり方の検討など、支援体制の充実をはかっております。

なお、北部地域の福祉事業所の整備については、個別に事業所等から相談を受けているところでございます。こうした支援体制の充実をいっそう進めるため、本年3月に策定した第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画では、1ヶ月分の必要なサービス見込み料をグループホームでは、令和元年度の1824人分から令和5年度には2268人分へ、短期入所では令和元年度の1617人分から令和5年度には2066人分へと増やすことを定め、計画的に整備を進めることとしております。

今後、本計画にもとづき、市町村や関係機関とも連携して医療的ケアを必要とする方々が、地域で安心して暮らしていける環境を整えてまいります。

次に、丹後圏域で行われている医療的ケア児者移動式モデル事業についてでございます。

丹後圏域では、医療機関や福祉事業所等の資源が限られる環境の中、医療的ケア児者の送迎に係る家族に負担軽減を図るため、関係機関が連携し、地域課題を地域で解決する取り組みとして、移動支援の先駆的なモデル事業を実施しているところでございます。他の圏域での実施については、丹後圏域での結果を踏まえるとともに、市町村と関係機関が協議を行う中で、各圏域ごとの実情に応じて取り組みが進められていくものと考えております。

次に、看護職員の確保についてです。

障害福祉サービスを提供する事業所が、日常的に人工呼吸器による呼吸管理や喀痰吸引等を必要とする医療的ケア児を受け入れるためには、安全にサービスを提供するための看護職員の確保が必要となります。そのため、看護職員の配置に要する費用が障害福祉サービス等の報酬に適切に反映されるよう国に対し、制度の充実を強く求めてまいりました。その結果、令和3年度の報酬改定において、事業所に看護職員を配置する場合や医療機関と連携して体制を整える場合等の加算の充実がはかられたところでございます。

また、京都府では、病院に勤務される看護師や訪問看護師を対象に、在宅療養児支援連携研修を

施し、医療的ケア児の支援にかかわる看護職員等の確保につとめているところでございます。今後、今回の報酬改定や国の補助事業を十分に活用し、看護職員を確保していただけるよう市町村や事業者に対して丁寧な説明や助言に努めるとともに、京都府ナースセンターとともに連携して、潜在看護師の復職につなげるなど人材の確保につとめ、社会全体で子どもを育む環境の整備に取り組んでまいります。

**【橋本教育長：答弁】**香害及び化学物質過敏症対策についてでございます。令和元年度のデータでは、議員ご指摘の通り、アトピー性皮膚炎、食物アレルギーを持つ児童生徒の割合は5～7.5%で年々増加傾向にあります。一方、化学物質過敏症は、これらと比較しますと大幅に少なく、0.1～0.3%で横ばい傾向にあります。症状が多様で個人差も大きいことから、対応が難しい疾患の一つであると考えております。学校においては、学校環境衛生基準にもとづき学校薬剤師との連携のもと、各学校の状況に応じて原因物質となり得るホルムアルデヒドやトルエンなどの揮発性有機化合物の検査を年に1回行い、健康的で快適な学習環境の維持に努めているところでございます。児童生徒の相談対応についてでございますが、年度はじめに保護者から提出いただく保健調査票等で症状を把握するとともに、担任や養護教諭等による日々の注意深い見守り、保護者や主治医、学校薬剤師等と連携して、作成した個別の教育支援計画等により適切な対応を継続しているところであります。

加えて、柔軟剤等の香り成分にも化学物質が含まれていることや、香りの強さの感じ方には個人差があることから、教職員及び児童生徒の理解を深めるとともに、使用量の目安などを参考に周囲にも配慮した使用を促すことが重要と考えており、文部科学省など関係5省庁が作成した香りに関するポスターを府立学校や市・町教育委員会へ配布して啓発をしたところでございます。

府教育委員会といたしましては、児童生徒が、学校で安心して過ごせるよう、引き続き学校薬剤師等と連携し、適切な環境を整えられるよう努めてまいります。

**【島田議員・指摘要望】**香害対策について、市民団体の運動等で、やっと答弁があった5省庁連名のポスターがつけられました。しかし、本府はシックハウス被害問題となった2003年～2006年当時、府議会でも集中的に議論しましたが、その当時からホームページも全く変わっておりません。そして、学校でも対策強化は急務です。学校に來れない不登校の子どもの中にもいらっしやいます。府教育委員会として、把握し調査もすべきです。神奈川県平塚市ではシックスクールマニュアルを改訂し、香害についても明記し対策に乗り出しています。これら、先進自治体に学び、京都府及び教育委員会の取り組みを強く要望します。

医療的ケア児の通学支援、医療施設の整備など支援法の理念にもとづき早期の実現を求めて質問を終わります。

## コロナ禍の今こそ、最低賃金の引き上げ、消費税減税を

【みつなが議員】日本共産党の光永敦彦です。通告により知事並びに関係理事者に質問します。

初めに、コロナ禍での経済・産業政策についてです。

私の地元・左京区では、昨年来 16 回にわたり「左京連帯ひろば」として食材提供と、なんでも相談会を積み重ね、私はそのほぼすべてに相談員として参加をしてきました。相談の内容は、当初、支援制度の利用の仕方や、家賃などの相談、解雇への相談が多かったのですが、コロナ禍が長引く中で、仕事がなくなったり、休業になり、賃金が減ったりまた止まった途端、貯えもなく、食料にも困る「暮らせない」状況になり、生活困窮の訴えが激増するなど、中小零細事業者と雇用者それぞれが同時に深刻となってきました。

中でも困窮の訴えは、とくに非正規労働者、女性労働者が多く、飲食業や小売り、観光業が行き詰まり、それにより仕事を失い、コロナ感染の心配や子育てなどで、就職活動すらままならないと悲鳴が広がっています。このため、仕事と賃金の保障、そして地域経済の両方を改善していく必要があります、それらを進めるために実効的な中小企業支援がカギとなるのではないのでしょうか。

こうした中、今年最賃改善の目安答申が出た途端、「政府も役割を果たせ」（朝日）「コロナ不況下でこそ、政府は最低賃金を引き上げる環境を整えなければならない。それが、経済の底上げになる」（毎日）などの報道が相次ぎました。まさに、「改善された最低賃金の支払い環境は政治がつくる」というこの合意は、コロナ禍の中だからこそ踏み出せるのではないのでしょうか。

もともと、最低賃金の改訂時の中小企業支援は、政府の「業務改善助成金」制度がありますが、京都府では年間 40 件ほどの利用で、菅政権が掲げてきた「成長戦略」に合致した中小企業、すなわち先に投資したことへの補助でしかなく、「先に出せる金があれば苦労しない」「条件にかなうところだけ支援し、あとは淘汰なのか」との声があちこちで上がるのは当然となっています。今必要なことは、労働者の消費購買力が高まり、地域にお金が巡るまで、直接に無条件に公平に地域の中小企業・小事業者を支援する制度が、多くの皆さんから待たれていますし、経済政策の中心となる規模が必要です。最賃を受け取る労働者も払う経営者も、地域経済の主役です。国と自治体がこの両方に責任を果たすことが今ほど求められている時はありません。

日本商工会議所が 2019 年に行なった最低賃金影響調査の中で、「最低賃金引上げに対応するために必要と考える支援策」で「税・社会保険料負担の軽減」が 65%とトップとなりました。

そこでまず伺います。今年 8 月 5 日に出された最低賃金京都地方審議会の答申では、他県と同じ 28 円の改善にとどまりました。一方、審議会の総意として抜本的な中小企業支援の転換を国に求めました。その中では、「政府の生産性向上のための業務改善助成金については、現場の声が求める抜本的で実効性のある支援には極めて不十分、直接的支援が必要」とし、「中小企業・小規模事業者の健全で持続的な発展に資するとともに、直接的に賃金引き上げが可能となる環境整備を図るため、真に『直接的かつ総合的な抜本的支援策』をハード・ソフト両面から着実に講じること」など、昨年削除された中小企業支援策についての文言を復活させ、労働者の最低賃金を改善するうえで国の役割を真正面から問うこととなりました。この点について知事はどう受け止めておられますか、ご所見を伺います。

また、同答申では、「社会保険料の軽減」「消費税の一定期間の減税」「労働者の可処分所得を実質的に増やす」ことを国に求めています。知事は、これまで幾度となく、わが党の同様の質問に、「国が決定すること」「消費税は社会保障財源として必要と国が述べている」との答弁を何度もくりかえしてこられました。これら三つの点について、コロナ禍のもとで、知事はどうお考えですか。私は、今、国の経済政策、政治の根本が問われており、「労働者の懐をあたためて、暮らしも地域も元気にしていく」道の本気で知事が国に求めるとともに、京都府としても具体化していくことが必要と考えます。知事ご自身の言葉で明確にお答えください。

さらに、最低賃金は今回 937 円となりましたが、全国平均の最低賃金の加重平均は 930 円となって

います。世界では、コロナ禍でこそ賃上げが必要として、全国一律最低賃金制度となっているフランス 1,333 円、ドイツ 1,359 円、イギリス 1,354 円と、それぞれ引き上げられています。一方、民間のみならず、自治体でも、日本では、多くの非正規労働者が最賃レベルで業務についておられます。コロナ禍でこそ、正規雇用を増やすためにも、最低賃金は、時給 1,500 円をめざすことが必要と考えます。知事のご所見を伺います。

**【西脇知事：答弁】** コロナ禍の中小企業支援と最低賃金引き上げについてでございます。昨年度の京都府最低賃金審議会の答申では、中小企業支援策に特に触れられておりませんでしたけれども、今年度は最低賃金を 28 円引き上げるとの答申が示されたところであり、その実現のためには令和元年度と同様、経営力強化にむけた実行制のある中小企業支援策が必要であると言及されたところがございます。今年度の答申は、過去に私が答弁しましたとおり、最低賃金の引き上げは労働者の生活の安定と向上に加え、経済の好循環による地域経済の活性化にとって重要である一方、賃上げの原資となる収益の拡大が求められる中小企業の生産性向上にむけた取り組みが不可欠という主旨を盛り込んだ内容となっております。京都府ではかねてから中小企業応援隊の伴走支援のもと、エコノミックガーデニング事業などにより、中小企業の経営力強化にむけて支援をしておりますが、長期化するコロナ禍での最低賃金の引き上げという厳しい経営環境を踏まえ、収益改善につながる緊急支援策に必要な予算案の提案をしているところでございます。

京都府では人就業支援、人材確保計画にもとづき 4 年間で非正規雇用 4 万人の就業拡大にとりくんでおり、コロナ禍の昨年度も約 9800 人の正規雇用を実現いたしました。また、新規学卒者が、第 2 の就職氷河期にならないよう「ストップ氷河期・学生就職事業」にとりくんでいるところでございます。加えまして、コロナ禍の影響は、非正規の方々に顕著に表れていることから、休職者を一定期間雇用し収入を補償しながら研修と企業実習により、正規雇用につなげる「京都未来塾」事業を行うとともに、特に一人親を含めた非正規助成に向けては循環相談員によるアウトリーチ型の就業サポートを行う非正規雇用助成就労事業に取り組むなど、一人でも多くの方が安定した雇用条件のもとで活躍できるよう全力で取り組んでおります。最低賃金 1500 円を目指すべきとのご提案につきましては、労働者の生活が安定し、向上することと企業の事業継続とのバランスを図りながら、着実に一步一步引き上げていくことが大切であると考えております。

**【鈴木商工労働部長：答弁】** 社会保険料の軽減、消費税の一定期間の減税、労働者の可処分所得を実質的に増やすことに対する認識についてでございます。新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、幅広い業種の事業者等に深刻な影響が顕著となっております。議員、ご指摘の問題につきましては、単独の府県で解決できるものではなく、社会福祉施策とのバランスを図りながら、国において検討されるべきものと考えております。去る 7 月 6 日には、京都府議会において、経済対策緊急支援対策を求める意見書が全会一致で可決されたところであり、京都府独自に、また全国知事会を通じて、税や保険料の減免猶予等の措置を講じるよう、国に対して要望や緊急提言を行ったところでございます。

**【みつなが議員：再質問】** 知事に再質問させていただきます。京都府の事業の説明を私は求めているわけではありません。質問にちゃんと答えていただきたいんですけども、先日、行われた近畿 2 府 8 県議会議長会議で、京都府と兵庫県が共同提案して、全体で確認された国の提出議案の中に、「最低賃金引上げを図る中小企業、個人事業主に対して賃上げができる環境整備を努める」と書かれており、また「国税、地方税、各種保険料の減免・猶予等の措置を講ずること」とされています。ご存じのことかと思えます。これらは、もちろん消費税を含めたもので、これが地方二元代表の一翼を担う議会の意図だと思います。先ほどの答弁は、部長の答弁も含めて非常に曖昧だったと思います。

改めて伺いますが、最賃引き上げと一体に、中小企業支援、特に、中でも緊急に、協力金等の対象にならない事業者への支援策についてどう具体化を図られるのか。消費税の一定期間の減税について

も書かれておりますけれども、知事自身はどうお考えか。必要と考えるのかどうか、明らかにしてください。

**【西脇知事：再答弁】**最低賃金の引き上げについて、当然これは引き上げる中小企業にとっての経営力強化も必要でございますので、引き続きそこには取り組んでおりますけれども、2元代表制のもとでの要望をとりまとめられております。当然、我々としても、議会の意思を尊重しながらまさに両輪として必要な施策の実現に取り組んでまいりたいと思っております。例えばでございますけれども、先ほど言及がありました「業務改善費」につきましても、設備投資の要件について、緩和について長年要望してまいりましたけれども、この8月から一部ではございますけれども、スマホ、パソコン等による投資についても認められなど、一定の改善を図られております。引き続き政府に対して、強くそのあたりの環境整備についてお願いしていきたいと思っております。

消費税につきましては、答弁しておりますように、やはりこれは少子高齢化社会における社会保障財源の問題も踏まえまして、国において検討されるべきものと考えておまして、ただご指摘のように、国税・地方税も含めた軽減については、幅広く引き続きお願いしてまいりたいと考えております。

**【みつな議員：指摘要望】**ご答弁ありましたように二元代表制の一翼を担う議会の意思、近畿全体の意思も踏まえて対応していただきたいんですけれども、やはり中小企業支援の中でも、協力金等の対象とならない事業者への支援策、これは即具体化していただくとともに、消費税については本当に触れられませんので、国で論議するのは当たり前ですけれども、京都府知事として、これだけ苦しんでおられて一方で最低賃金の答申などでもその事を言われているときに、何もそのことを求めないのは問題だと。厳しく問題だと指摘しておきます。

## 第6波にむけた医療提供体制について

次に新型コロナウイルス感染症の第6波を視野にいれた、医療提供体制についてです。コロナ感染が蔓延する中で、陽性であっても入院できない患者さんの命と健康を守る仕組みが必要で、その役割を担っているのが「保健所」で、業務としての「健康観察」です。現在、毎日の陽性者は減少し、緊急事態宣言解除の方向が示されていますけれども、いまだ自宅療養者は1100人を超えておられます。今の時期、これまでの経験と教訓を生かすことが必要だと考えます。こうした中、6月4日に厚生労働省が積極的疫学調査についての通知を発出し、8月6日から、濃厚接触者特定リスト作成を陽性患者が発生した各事業所に任せることとなり、また健康観察についても、いくつかの保健所で、地区医師会や開業医の先生らにお願いして、すでに実施が始まっているとお聞きしています。伺いますと、これは健康観察の業務委託ではなく、往診も含めて保険診療とのことだと聞いています。一方で、京都市は、各地の民間医療機関に自宅療養者健康観察を業務委託し、万が一の場合は、訪問看護ステーションから訪問もあるとし、業務委託を全市に広げる方針とお聞きしています。

そこでまず伺います。自宅療養者が激増し、なおかつ保健所の業務が逼迫した経験から、現場では保健所長が地区医師会などと協議して健康観察や訪問診療の具体化が図られているにもかかわらず、京都府として明確な方針をなぜ示されないのでしょうか。お答えください。また、京都市と京都府の具体化方針が違うことについて、その理由を明らかにしてください。さらに、保健所の支援体制が極めて不十分と考えます。不要不急の事業の見直しと一体に第6波を見据えた支援体制の強化が必要とかがえませんが、基本方針をお聞かせください。

さて、第5波で自宅療養者が最大7,000人と発表された経験から、医療に直接アクセスできるように、保健所等の体制の強化に加え、自宅療養者への生活支援等が避けて通れません。2月6日に、コロナ特措法改正に伴い、厚生労働省から、生活支援をすすめるための市町村との連携の推進についての通達が発出され、また8月24日には再度、通知が出されました。報道によると、京都府は、市町村との情報共有や生活支援の連携ができてない県の一つとされていますが、すでに京丹後市では、生活

支援サービスが始められるなど、いくつかの自治体で、府保健所との情報共有と連携が始められようとしています。これまで、何度も私はそのことを求めてきましたが、今後の情報共有と生活支援等についての仕組み構築のための基本姿勢と、そのメドについてお聞かせください。さらに、京都府は病床を増やしてきましたが、通常医療への影響もあり第6波を見据え、臨時的な医療施設を準備することがどうしても避けられないと考えます。そこで京都府の場合、宿泊療養施設と入院待機センターがあり、それを利活用して、今の方式から発展させ、一定規模のホテルなど借り上げ、同じ場所に設置するなど、見直す必要があると考えますが、いかがですか。また府北部や南部地域にも設置し、臨時的医療施設登録で中和抗体療法もできるよう今から準備にとりかかるべきと考えますが、いかがですか。

**【長谷川健康部長：答弁】** 自宅療養者への健康観察、訪問診療などの支援方針についてでございます。京都府では、保健所が毎日の健康観察を通じて、症状の悪化などを確認した場合には、入院医療コントロールセンターに報告し、コントロールセンターの医師の判断により陽性者外来の受診や訪問診療につなぐしくみを構築し、京都市を含む府域全体で実施してございます。自宅療養者への健康観察、訪問診療にあたっては、京都市を含め各保健所が管内の患者数や業務の状況、地理的な条件など地域の実情をふまえ、地区医師会や地元の医療機関等とともに、様々の工夫を実施しながら実施しているものであります。

次に、保健所の支援体制についてでございます。京都府におきましては業務負担が大きい感染者の入院調整など本庁で一括して引き受ける独自の仕組みを構築し、保健所の負担軽減を図っているところでございます。さらに、専門知識が必要な業務には、保健所間の相互支援、市町村保健師や京都府看護協会の応援などにより体制を構築する他、イベントなどの延期・休止を含めた事務事業の見直しにより、新型コロナウイルス関連部局以外から職員を送り込み、保健所等に必要な人員を配置してきたところでございます。引き続き、変異株の影響により、これまでに無い早さで感染が広がった第5波の経験等を踏まえ、府民の命を守ることを最優先に、保健所体制の充足な強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、自宅療養者への生活支援における市町村との連携についてでございます。自宅療養者への支援につきましては、京都府がパルスオキシメーターや生活物資を届けておりますが、京都府との連携のもと、買い物代行や配食サービスなどの生活支援を実施されている市町村もでございます。今後とも、自宅療養者のご家庭の事情をよくお聞きし、市町村との連携を密にしながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、臨時的医療施設と中和抗体カクテル療法についてでございます。臨時的医療施設につきましては、現在、島津アリーナ京都に開設している「入院待機ステーション」を臨時的移動施設と位置づけ、30床を確保しているところであり、今後、医療体制がより逼迫した場合においても、機動的に稼働することとしております。なお、中和抗体カクテル療法につきましても、必要などときには投与できるようすでに体制を整えております。また、宿泊療養施設につきましては、入所者の状況に応じて、陽性者外来や入院医療機関につなげる仕組みがすでに整っており、中和抗体カクテル療法につきましても、これまでに20名以上の方を投与可能な医療機関まで送迎し、治療を受けていただいているところでございます。なお、京都府では、入院医療コントロールセンターにおいて、府内すべての患者の状況と医療機関や宿泊療養施設、入院待機ステーションの状況を把握のうえ、搬送手段も確保し、府内全体で一括して入院調整を行っており、北部、南部地域の患者を含め、適切な入院、療養先の選定を行っているところであります。引き続き、必要な医療体制の構築に努めてまいります。

**【みつなが議員：再質問】** 9月15日付の京都医報を読みますと、「自宅療養中の高齢者等に対し、京都府に事前登録した事業所が訪問を行う」とも書かれていて、一体、何が方針なのか、府民的にも明らかにされていないけれども、現場の保健所長さんや地区医師会さんとの努力の中で具体化が図られていると。これ一体、府民にどう説明するのかということについて明らかにして頂きたいと思っております。



もう1点は、市町村との情報の共有や連携のあり方について、「説明している」という話はありませんでしたが、八幡市議会で、「通知など京都府から何も届いていない」という答弁が先日ありました。京都府方針として、はっきりと示すべきでは無いかと。これについても、再度お答えください。

またコロナ専門病院が一番いいと、入院コントロールセンター長が新聞のインタビューで答えられました。さらに、府民環境厚生常任委員会では、センター長が、「入院待機ステーションや宿泊療養施設が一体で、医療提供ができればよりベターだ」と答弁されました。それらについての具体化は進んでいるのか。検討されているか。はっきりお答えください。

**【長谷川健康福祉部長：再答弁】**まず1点目、訪問診療のおたずねでございました。訪問診療につきましては、自宅療養者の支援の関連でございしますが、各保健所、各市町村によりそれぞれ状況も異なっております。それぞれ、保健所、医療関係者の方と連携を密にしながら、本庁と連携を密にしながら、適切な対応を図ってまいりたいと考えているところでございます。

また、管内の患者数や業務の状況、地理的な条件など地域の実情を踏まえて、地区医師会や地域の医療機関とともに、様々な工夫をして実施をまいりたいと考えております。

2点目の市町村との連携についてでございます。市町村との連携につきましては、現在、各保健所きまして、それぞれ工夫をしながら、市町村の連携の中で買い物代行や配食サービスなどが実施されてございます。国からも、市町村連携の通知が発出されてございますので、今後とも、自宅療養者のご家庭の状況をお聞きしながら市町村とも連携し適切な対応を検討していきたいと考えております。

3点目につきましては、宿泊療養施設、臨時の医療施設等々の整備の関係でございます。確かに、理想的な形で言いますと、議員ご指摘のとおり、宿泊療養施設や入院待機ステーション等々の一体的な運用が望ましいものと思われませんが、コロナ受け入れの特性上、様々な制約がございます。施設の問題であるとか、住民に対する十分な説明、また、現行の施設の状況であるとか、医療関係者の人材確保等々がございます。これらを踏まえながら、原状、何が出来るか引き続き検討してまいりたいと考えております。

**【みつなが議員：指摘要望】**部長の答弁を聞いていますと、全部現場の努力でなんとかなっているだけで、京都府がはっきり方針を示してないと言うことが、改めて明らかになったなと思います。知事が現場を本当に把握していただくということと、イニシアチブもしっかりもっていただきたいと。そのことを強く求めておきます。

## 丹後半島地域の風力発電建設について

**【みつなが議員】**質問の最後に、丹後半島地域における風力発電施設建設についてです。

今年8月に公表された国連「気候変動に関する政府間パネル」IPCCの報告では「人間の活動による影響が大気・海洋・陸域を温暖化させてきたことは疑う余地がない」と「気候危機」の原因を断定しました。今後気温上昇を1.5度以内に抑えるためには、温室効果ガス排出量を2050年頃にゼロにする必要があります。こうしたなか、日本では、固定価格買い取り制度FITの創設以降、京都府内でも、現在建設中の南山城村メガソーラー発電や撤退することとなった舞鶴市のパーム油発電所建設計画など、大手資本などが地元合意なく再エネに名をかりた大規模施設建設を伴う事業を進める事例があります。そしてここにきて、丹後半島地域に、大規模風力発電建設計画がいくつも持ち上がっています。

その一つが、今年5月に明らかにされた大手ゼネコンの前田建設工業が建設しようと計画している二カ所です。今回の計画では、太鼓山風力発電所がハブの高さが50メートルだったのが、最大120メートル、全体の高さにいたっては最大180メートルのぼる巨大な風車が、宮津市側に12基、京丹後市側に15基計画されています。その建設にあたっては、巨大ブレード運搬のための搬入路を尾根沿いに山を削って建設、2年に及ぶ工期など、周辺環境に大きな影響が出る可能性があります。

この地域は山陰ジオパーク・丹後天橋立大江山国定公園に含まれる地域で、宇川流域には、京丹後

市指定文化財の天然アユ生息地でもあり、さらに京都府レッドデータブックには、要継続保護として貴重な地形とされています。しかも、近年相次ぐ土砂災害の影響を増幅させるのではとの不安も広がっています。

こうしたことから、上宇川連合区長会として7月には京丹後市長に緊急要請書を提出され、現在、前田建設工業は「配慮書の8月公告縦覧は見送る」「FIT認定申請を今年度は見送る」と表明がありました。

また、今年7月には、福岡市の自然電力株式会社が、京丹後市大宮から峰山にまたがる羽衣伝説発祥の地である磯砂山(いさなごさん)に14基の風力発電建設計画も明らかにされています。事業者によれば、8月に風況観測調査、10月にFIT入札参加、12月から環境影響評価手続き開始とされ、先の計画同様「あまりに性急、拙速にすぎる」との意見が噴出しています。

今回の計画は、もともと東京や福岡の大手建設業者で、その本質は風力発電施設建設の形をした、「丹後半島の自然や景観、生活環境を壊す大規模開発」と言えるのではないのでしょうか。

今年7月に示された「京都舞鶴港前島ふ頭再生可能エネルギー活用事業」をはじめ、京都府のエネルギー政策は、大規模開発型となっていますが、一方で、今年3月に策定された「京都府再生可能エネルギーの導入等促進プラン第2期」では、「生活環境・自然環境・景観保全に配慮したウィンドファームの導入」とし、「地域共生・環境調和を重んじ、地域活性化にも資する再エネ設備の導入」、「府内の大学・研究機関・ベンチャー企業等と連携し、脱炭素社会を支える再エネ関連技術の実装と、それによる府内企業の事業機会の創出」とされています。この方針に照らし、これら大規模開発計画は、導入そのものに問題があり、いったん立ち止まり、計画を見直すしかないと考えますが、いかがですか。

さて、資源エネルギー庁の「事業計画策定ガイドライン」では、「発電事業者が自治体や地域住民の積極的にコミュニケーションを図ることが求められる」としています。また、環境基本法や環境影響評価法は、改正が積み重ねられ、また「京都府環境影響評価条例」では、風力発電が対象に追加され、騒音対策や環境、景観保全などでアセスが必要とされています。しかし、いずれも「手続き法」「手続き条例」とどまっており、開発行為そのものに対する規制が弱いのが大きな課題となっています。

実際、前田建設工業による山形県出羽三山への風力発電施設40基の設置計画に対し、山伏のみなさんの反対もあり設置計画を撤回する、また兵庫県新温泉町の溪谷地域に21基を建設する計画に対し、町議会が反対決議、町長も反対を表明せざるを得ないなどとなっています。

こうした中、京丹後市では、兵庫県新温泉町や三重県津市など、大規模風力発電施設の建設に対し、住民や議会、首長などが反対している自治体の取り組み等を調査するための補正予算を計上するといった、住民の要請にこたえる形で、主体的に取り組む方向が一定しめされています。京都府としても、この問題で住民の要望に応える取り組みを進めるべきと考えますがいかがですか。

また例えば高知県土佐清水市では、「再生可能エネルギー発電設備設置指導要綱」を設置し「良好な自然、景観および生活環境調査と災害防止」を目的にしておられます。また環境省は、自治体で「立地困難な保全エリア」など立地条件を調整するゾーニングの手法を推奨しています。私はかつて、メガソーラー発電の建設について、合併前に成立した湯布院町の外輪山へのソーラーパネルの設置規制を景観・環境・防災の観点からゾーニングした条例を紹介し、実現を求めたことがありましたが、風力発電でも、同様の取り組みを検討すべきと考えますが、いかがですか。

**【増田府民環境部長：答弁】**丹後半島地域における風力発電施設の建設についてです。京都府では風力発電を含む再エネの導入にあたっては、環境との調和をはかるとともに地域住民の得ることが前提であると考えており、本年3月に改定いたしました京都府再生可能エネルギーの導入等促進プランにおきましても、地域共生型の再生可能エネルギー事業の普及促進に取り組む事としております。

現在、丹後半島地域において、複数の民間事業者による風力発電事業が計画されており、各事業者により、地域住民に対する説明が地元自治体の立ち会いのもと、実施されておりますが、一部の地域

では建設工事による環境面や防災面への懸念が示されていると伺っております。これらの事業計画は、国のFIT制度を活用するものであり、京都府といたしましてはFITの事業計画策定ガイドラインに定められているとおり、地域住民の理解が得られるよう事業者にたいし丁寧な説明に努めることを指導しているところでございます。また、京丹後市におかれましては、市内での事業計画について、今後、事業者に対する環境アセスメントへの市長意見の提出などにむけ、市の条例にもとづく審議会の開催や先進地への視察などに要する経費を市議会9月定例会に上程されたものと伺っております。こうした、京丹後市の取り組みは、地域住民からの要望を踏まえ、地元自治体として実施されるものであり、京都府といたしましても環境アセスメントに関する技術的助言など、京丹後市からの求めに応じ協力してまいりたいと考えております。

次に、自治体によるゾーニングについてでございます。国においては、環境保全と風力、発電の導入促進の両立を目的として、平成30年に風力発電にかかる地方公共団体によるゾーニングマニュアルを策定されております。また、本年5月には地球温暖化対策推進法が改正され、国や都道府県が設定する除外区域や環境に配慮すべき基準を踏まえ、市町村が再エネ導入の促進区域を設定することが可能となりました。今回の法改正は、京都府が進める地域共生型の再生可能エネルギー事業の普及促進と同じ考えにたつものであり、京都府といたしましては、今後国から示される制度の具体的な内容を踏まえ、市町村が促進区域を設定するための環境配慮基準などの検討を行ってまいりたいと考えております。

**【みつなが議員：再質問】**再質問をします。先ほど答弁がありました。環境影響評価の話が中心だったと思いますけど、アセスの話を書いているわけではなくて、今回、京都府の第2期のプランとの関係で、今回、丹後に計画されている紹介した2つの計画が合致しているのかどうか。そもそもどうなのかということをお聞きしています。それについて答弁がなかったと思います。合致しているのかどうか、あらためてお答えください。それと、ゾーニングについて京丹後市は来年度にむけてやりますという話も出ていますから、それについては積極的に支援して頂きたいとともに、京都府としても具体的にどう取り組むのか、再度お答え頂きたいと思っております。

**【増田府民環境部長：再答弁】**京都府におきましては、2050年温室効果ガス排出量実質ゼロの実現にむけては、再エネのさらなる導入促進が不可欠であり、その中でも近年特に技術革新により、多くの発電量が見込まれる風力発電は再エネの導入拡大に大きく貢献するものと考えております。風力発電を含む再エネの導入にあたっては、環境への配慮や住民の理解を得ることが前提である。これは、府のプランにも書いてあるところでございます。丹後半島地域における風力発電事業につきましても、京都府の再エネ導入プランやFIT制度の事業計画策定ガイドラインの趣旨にそった具体的な事業計画が策定されていくものと考えております。

2点目でございますけれども、ゾーニングでございますけれども、さきほども答弁申し上げましたとおり、市町村による再エネ導入の促進地域の設定に際し、都道府県が設定できるとされている環境配慮基準、この基本的な考え方などにつきましては、国において議論が始められまして、京都府といたしましては、こうした議論の状況も踏まえ環境配慮基準などについて検討してまいりたいと考えております。引き続き、風力発電事業者に対して環境調和を促す取り組みや地域住民への丁寧な説明に努めるよう指導してまいりたいと考えております。

**【みつなが議員：指摘要望】**今回の京丹後市の計画というのは、まさに再生可能エネルギーの普及に名を借りた、他府県の大規模事業者によるしかも建設業者等による大規模開発。こういう性格を持つものなんですね。だから、再生可能エネルギーの普及が必要なんだけれども、それに名を借りて、開発を進めるというやりかたは、そもそも京都府の第2期の計画と矛盾するのではないかと思います。京丹後市でも、住民のみなさんが積極的に関与してほしいということで補正予算をつけておられますけれども、府が積極的に関与するとともに、抑止する仕組みの構築を強く求めて質問を終わります。

## 他会派議員の質問項目

### 9月24日(金)

#### ●家元 優議員 (自民・福知山市)

1. 自然災害対策について
2. ワールドマスターズゲームズ2021関西とスポーツ振興を地域活性化につなげる取組について
3. 教育振興について

#### ●宮下友紀子議員 (自民・京都市上京区)

1. コロナ禍に対応した妊産婦ケアについて
2. ヤングケアラーの早期発見と具体的な支援策について
3. 京都府警察本部別館の解体について

#### ●平井齊己議員 (府民・京都市北区)

1. 府民に開かれた府立大学の施設整備について
2. 災害時の避難行動や避難所の確保等について
3. 学校教育における外部との連携・協働について

#### ●磯野 勝議員 (自民・向日市)

1. 府立大学の地域貢献型特別研究について
2. 向日町競輪場の収益向上の取組とスポーツ面での地元連携について
3. 子どもの貧困の現状と対応について

### 9月27日(月)

#### ●片山誠治議員 (自民・南丹市及び船井郡)

1. ICTを使った有害鳥獣対策について
2. 新型コロナウイルス感染症の対応について
3. 看護人材の確保について

#### ●小原 舞議員 (府民・舞鶴市)

1. 産前・産後ケアの重要性について
2. 森林再生と林業振興について

### 9月27日(月)

#### ●小鍛治義弘議員 (公明・京都市南区)

1. 就労・奨学金返済一体型支援事業について
2. デジタル政策におけるマイナンバーの活用などの推進について
3. 動物愛護におけるワンストップ相談窓口の設置などについて
4. 海外留学支援について

### 9月28日(月)

#### ●堤 淳太議員 (府民・長岡京市及び乙訓郡)

1. 現実的に効果をあげる新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について
  - (1) ワクチンの「感染防止効果」という言葉が与える誤解について
  - (2) 第三者認証制度を活用した飲食店の制限の緩和について
2. 家族の世話をする18歳未満の子ども(ヤングケアラー)の認知度向上と支援について

#### ●藤山祐紀子議員 (府民・宇治市及び久御山町)

1. 府民の善意の輪を活用した施策の推進について
2. 府立高校の魅力向上の取組について

#### ●青木義照議員 (自民・京都市中京区)

1. WITHコロナ・POSTコロナ戦略を踏まえた府政の推進について
2. POSTコロナの観光振興について
3. 朱雀高校の今後の在り方について